

低所得のひとり親世帯向けの給付金のお知らせ

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

児童1人当たり
一律
5万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため給付金を支給します。

支給対象者

- 令和4年4月分の児童扶養手当が支給される方(全部支給停止者を除く)→6月29日に支給済み
- 公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当が全部支給停止の方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)
 - ※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
 - ※既に児童扶養手当受給者としての認定を受けているだけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

支給額

児童1人当たり一律5万円

※児童の範囲…18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(児童に政令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満)

給付金の支給手続き

左記②または③に該当する方…要申請

【受付期間】7月1日(金)～令和5年2月28日(火)

支給決定次第、申請書に記載の口座に振り込みます。

※申請方法等詳細については市ホームページをご覧ください。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付金についても、順次市ホームページ等でお知らせしていきます。



【問い合わせ】こども家庭課☎内線1733・1734

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

一世帯当たり
一律
10万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する真に生活に困っている方々への支援措置の強化として給付金を支給します。

支給対象者

- 令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和4年1月以降の収入が、住民税均等割が非課税である世帯と同じ水準となっている世帯
 - ※すでに令和3年度分の本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯およびその世帯主を含む世帯は支給の対象になりません。

支給額

一世帯当たり一律10万円

給付金の支給手続き

- に該当する方…該当世帯には確認書が郵送されますので、必要事項を記入の上、返送してください。
- に該当する方…要申請
 - 【受付期間】7月中旬～9月30日(金)
 - 支給決定次第、申請書に記載の口座に振り込みます。

※申請方法等の詳細については市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】臨時特別給付金コールセンター☎0570-015-750

※当給付金の業務は社会福祉課が行っていますが、問い合わせは上記コールセンターをお願いします。

